

法律討論会実施要綱

1. 日時

2014 年 12 月 17 日（水）10：30～16：00

白金校舎 3 号館 3101 番教室

（各チーム約 10～15 分間の発表の後、討論を行います。参加チーム多数の場合、時間に変更になる場合もあります。）

2. 発表者の順番の決定

発表者の順番の決定は、抽選により行います。

抽選は、12 月 12 日（金）12：30 より、法律科学研究所（白金校舎本館 8 階）にて行いますので、代表者をご参集下さい。

3. 申込方法とその期限

下記申込用紙を 12 月 4 日（木）16：30 までに法律科学研究所に提出してください。

4. レジユメの配布について

A4 サイズ 3 枚以内のレジユメを当日配布資料とすることができます。

レジユメは 12 月 12 日（金）16：30 までに法律科学研究所に提出があったものに限りに、主催者側で印刷します。

5. 参加チーム多数の場合は、個別発表後に第 1 次審査を行い、上位のチームのみ討論に参加してもらうことがあります。

キリトリ

第 30 回法律討論会参加申込用紙

代表者	学籍番号	ふりがな 氏名
	E-mail	TEL
代表者不在の際に 連絡の取れる学生の 氏名・連絡先 ※	学籍番号	ふりがな 氏名
	E-mail	TEL
参加者氏名 ※	学籍番号	ふりがな 氏名

※ 個人で参加する場合は記入不要

2014 年度 第 30 回 法学部主催 法律討論会

「代理出産の是非を問う —— 他人の子宮を借りて子を産む権利は男女ともに存在するか、子の福祉は守られるか?」

◆ テーマ

先端医療の進展に伴って、従来なら子を持つことができなかったカップルにも、子を持つことが可能になっている。

人工生殖の最初のステップは、夫が原因で不妊となっている場合の人工授精（AIH、さらには、AID）であった。ただし、AID の場合には、DNA 鑑定の発達により、父子関係が後になって否定される危険性があるほか、子の出自の問題が生じる等、さまざまな点が問題となっている。

人工生殖の次のステップは、妻が原因となって不妊となっている場合について、代理懐胎によって、不妊のカップルに子をもたらし技術であり、今回取り扱うテーマは、この問題である。

代理懐胎（代理母）の問題については、これまでのところ、以下の点が問題となっている。法律討論会に参加する学生諸君に対しては、以下の問題を考慮した上で、新たに発見した問題を含めて、実りある議論を展開することを期待している。

◆ 争点

(1) 男（夫を含む。以下同じ）が自分の子孫を残そうとする場合、女（妻を含む。以下同じ）に子を産んでほしいと要求する権利があるか。女だけが「妊娠し子を出産する」ことを決定する権利（産む権利）を有しているか。婚姻した夫には特別の権利があるか。

(2) 女が子を産む権利を行使して妊娠し、子宮内で育てた子は、分娩の時点では、その女の子である（母子関係は原則として母の認知を待たず、分娩の事実により当然発生する（最二判昭 37・4・27 民集 16 卷 7 号 1247 頁）。男は、嫡出推定（民法 772 条）、嫡出承認（民法 776 条）、認知（民法 779 条以下）という法律技術を使った結果としてのみ、父としての権利を取得できる。そうだとすると、男は、子の誕生に関して、いかなる権利を有しているか。

(3) 女だけが「産む権利」を有しているかどうかは別にして、次に、女は、依頼者の求めに応じて、自らの卵子、または、他人の卵子を使って妊娠し、他人の子として子を産む権利（代理母として子を産む権利）を有するか。代理母となる権利が認められるとして、この権利はどのような条件の下で認められるか。

(4) 代理母が産んだ子について、代理出産を依頼した者がその子を自分の子として認知することを、代理母は、認めることができるか。最高裁のように、「出生した子の母は、その

子を懐胎し出産した女性であり、出生した子とその子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供していたとしても、母子関係の成立は認められない」（最二決平 19・3・23 民集 61 卷 2 号 619 頁）とすべきか。ただし、代理懐胎によって養子を産むことは認められているので（神戸家姫路支審平 20・12・26 家月 61 卷 2 号 619 頁）、特別養子とする場合に限って、代理懐胎を認めるべきなのか。そうだとすると、その根拠は何か。

(5) 代理母が産んだ子について、代理母は、自分の子であること（最二判昭 37・4・27 民集 16 卷 7 号 1247 頁）を根拠に、代理出産を依頼した者への子の引渡しを拒絶することができるか。代理懐胎契約の効力はどの程度の効力を有するか。

(6) 反対に、代理出産を依頼した者が、子の障害等を理由に子の引取りを拒絶した場合について、代理母は、どのような権利を有するか。

(7) 第 4～第 6 までの代理母の権利について、子、ならびに、それに代わるべき検察官、および、家庭裁判所は、どのような干渉をすることができるか。

(8) 以上を総合的に判断した場合に、代理懐胎の制度を認めるべきかどうか。

代理懐胎を認めるとして、どのような条件を付すべきか。

代理懐胎の制度を認めないとする場合、それに変わる制度として、どのような制度を創設すべきか。